

申請の流れ、必要書類等 (授与・検定 教育職員免許状)

(注) ・12月分の申請の締め切りは12月22日です。
・25日が閉庁日の場合は、直前の開庁日が提出期限となります。

毎月25日(注)までに必要書類の提出、月末の前日までに手数料納付まで完了したものについて、翌月15~20日頃免許状を交付します。

※必要書類の提出や、手数料納付が遅れると、オンラインによる仮申請の受理ができず、免許状の交付が上記よりも遅れる場合がございます。

	仮申請フォームを活用する方法	オンライン納付を活用する方法	オンライン納付を活用しない方法
(1) 申請方法の選択	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/>申請書、履歴書、宣誓書の作成 ⇒仮申請フォーム <input type="radio"/>手数料の支払い ⇒オンライン納付 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/>申請書、履歴書、宣誓書の作成 ⇒HPから様式をダウンロードし、記入例を参考に記入、打ち出して準備する。 <input type="radio"/>手数料の支払い ⇒オンライン納付 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/>申請書、履歴書、宣誓書の作成 ⇒HPから様式をダウンロードし、記入例を参考に記入、打ち出して準備する。 <input type="radio"/>手数料の支払い ⇒岐阜県収入証紙、為替、又は来庁による収納
(2) 必要書類の準備	<p>・必要書類、手数料について、本書2ページ目にてご確認いただき、ご準備ください。</p> <p>※ご自身の免許取得方法（別表1～8のいずれか）がご不明であれば、岐阜県教育委員会「授与申請」のページから、ご自身の取得方法をご確認ください。</p> <p>次ページに記載のない免許取得方法（別表5）については、個別にお問い合わせください。</p> <p>※各種申請様式は、岐阜県教育委員会「授与申請」のページに掲載しております。</p> <p>岐阜県教育委員会「授与申請」のページ https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/812.html</p> <p>※履歴書に記入にあたり、予めご自身の中学校卒業以降の経歴（年月）を整理し、ご準備ください。また、既に免許状をお持ちの場合は、免許状の写しを手元にご準備ください。</p>		
(3) 手数料納付準備	<p>・「仮申請フォーム」又は「オンライン納付フォーム」から、必要事項を入力してください。</p> <p>・フォームの入力が完了した際に届くメールを、必ずご確認ください。</p> <p>※メールが届かない場合、仮申請・オンライン納付の入力が完了していない恐れがあります。</p> <p>※フォームの入力が完了しておらず必要書類の提出だけがある場合、書類を返送させていただくこともあります。</p> <p>・手数料は、Pay-Pay、クレジットカードでお支払いいただけます。</p> 		
(4) 必要書類の提出 <u>毎月25日〆(注)</u>	<p>仮申請・オンライン納付フォームへの入力を完了しても、必要書類の到着を確認出来なければ、申請の受理が出来ません。</p> <p>提出先等については、4ページ目に記載のある「封筒の準備について」をご確認ください。</p>		
岐阜県教育委員会 による内容確認	<p>・内容に不備があったり、確認事項があれば、メールまたは電話にてご連絡差し上げます。</p> <p>・記載した連絡先に着信があった場合は、折り返しのご連絡をお願いいたします（メールでの返信でも可）。</p>		
(5) 手数料納付 <u>月末の前日〆</u> (月末の前日が閉庁日の場合は、直前の開庁日〆)	<p>・必要書類の内容を確認後、問題なければ、申請時に登録いただいたメールアドレスに、手数料の支払案内メールをお送りいたします。</p> <p>・お支払いをお願いいたします。</p> <p>※申請書類到着後、5開庁日以内を目安に、ご連絡差し上げます。</p> <p>・お支払いが完了した時点で、申請が完了（受理）となります。</p>		
申請の受理	<p>発行日等：申請された月の月末付で免許状を発行</p> <p>お届け日：翌月の中旬頃（15日から20日頃）に申請者のお手元に届くよう発送</p>		

教育職員免許状の必要書類・手数料一覧 【免許状授与関係】

※ 本表では、免許状の種類を次のように略しています。 幼稚園教諭→幼、小学校教諭→小、中学校教諭→中、高等学校教諭→高、特別支援学校教諭→特支、養護教諭→養教、栄養教諭→栄養
※ 本表にない根拠規定により申請される場合は事前にご相談ください。
※ ○は、必須、△は該当者のみ 仮申請フォームを活用する場合は不要

（行日）から3カ月以内のもの

仮申請フォームを活用する場合は不要

単位修得による授与又は領域追加（大学での単位修得・保健師等の資格による）手数料 3,300円

単位修得による領域追加（スマートの単位修得・併記許可の実績による）															
専門職別	年齢別	修業年数別	修業場所別	新規取得											
				新規取得			既存取得			新規・既存併記			新規・既存併記併用		
				○	○	△ ※1	△ ※2	-	-	△ ※3	-	△ ※4	○ ※14	○	○
幼・小 中・高	2種 1種 専修	①	【授与】(別表第1) 大学などの養成による新規取得	○	○	△ ※1	△ ※2	-	-	△ ※3	-	△ ※4	○ ※14	○	○
				○	○	-	○ ※2	-	-	△ ※3	-	△ ※4	○ ※14	○	○
				○	-	-	○	○	-	-	-	△ ※4	○ ※14	○	○
特支	2種 1種 専修	②	【授与】(別表第1) 大学などの養成による新規取得	○	○	-	○ ※2	-	-	△ ※3	-	△ ※4	○ ※14	○	○
				○	-	-	○	○	-	-	-	△ ※4	○ ※14	○	○
				○	-	-	○	○	-	-	-	△ ※4	○ ※14	○	○
養教	2種 1種 専修	④	【授与】(別表第2) 大学などの養成による新規取得	○	○	-	△ ※2	-	-	△ ※3	-	△ ※4	○ ※14	○	○
				○	○	-	○ ※6	-	-	-	-	△ ※4	○ ※14	○	○
				○	○	-	○ ※7	-	-	-	-	△ ※4	○ ※14	○	○
栄養	2種 1種 専修	⑤	【授与】(別表第2口) 保健師免許保有による新規取得	○	○ ※6	-	○ ※7	-	-	-	-	△ ※4	○ ※14	○	○
				○	○	-	○ ※8	-	-	△ ※3	-	△ ※4	○ ※14	○	○
				○	○	-	○ ※9	-	-	-	-	△ ※4	○ ※14	○	○
幼・小・高	幼小：2種 高：1種	⑧	【授与】(法第16条ほか) 教員資格認定試験による新規取得	-	○ ※10	-	-	-	-	-	-	△ ※4	○ ※14	○	○

検定による授与・領域追加【勤務経験を活用】手数料 5,000円

幼・小 中・高	1種	A	【検定】(別表第3) 各学校での経験年数を活用し上進	○	△ ※13	-	○	-	○	○	○	△ ※4	○ ※14	○	○	○	※9 栄養士又は管理栄養士免許証の写し
	専修																※10 教員資格認定試験合格証明書
中・高	他教科	B	【検定】(別表第4) 検定により他教科免許状取得	○	-	-	○	-	○	-	○	△ ※4	○ ※14	○	○	○	※11 栄養教育実習を特別非常勤講師としての実務により他の単位に振り替える場合に必要。単位の振替を行う場合には、栄養教育実習を特別非常勤講師としての実務により他単位に振り替えるための実務に関する証明書と、実務の検定のため（学校栄養職員として3年）の実務に関する証明書との2通が必要。
幼・小 中・高	他校種	C	【検定】(別表第8) 各学校での経験年数を活用し、他校種	○	-	-	○	-	○	○	○	△ ※4	○ ※14	○	○	○	※12 教員免許保有者は、教員免許状の写しも添付必要。
特支	2種	D	【検定】(別表第7) 各学校での経験年数を活用し新規取得	○	-	-	○	-	○	○	○	△ ※4	○ ※14	○	○	○	※13 教育職員免許法施行規則第11条表備考第3号又は第17条表備考の適用を受ける場合、大学の卒業証明書、在学証明書、単位修得証明書等が必要になる場合があるため、ご相談ください。
	1種 専修	E	【検定】(別表第7) 各学校での経験年数を活用し上進	○	-	-	○	-	○	○	○	△ ※4	○ ※14	○	○	○	※14 3ページ目に記載のある「封筒の準備について」をご確認ください。
	2種	F	【検定による領域追加】 新教育領域の追加 ※5 岐阜県が授与した免許状のみ	○	-	-	○	○	○	○	○	△ ※4	○ ※14	○	○	○	※15 学校栄養職員は免許法上の教育職員ではないため、宣誓書は必須。
	1種 専修			○	-	-	○	○	○	○	○	△ ※4	○ ※14	○	○	○	※15 学校栄養職員は免許法上の教育職員ではないため、宣誓書は必須。
養教 栄養	1種 専修	G	【検定】(別表第6、6の2) 各学校での経験年数を活用	○	△ ※13	-	○	-	○	○	○	△ ※4	○ ※14	○	○	○	※15 学校栄養職員は免許法上の教育職員ではないため、宣誓書は必須。
栄養	2種	H	【検定】(法附則第17項) 学校栄養職員の経験を活用	○	-	-	△ ※9 ※12	-	○	△ ※11	○	△ ※4	○ ※14	○	○	○	※15 学校栄養職員は免許法上の教育職員ではないため、宣誓書は必須。
	1種			○	-	-	△ ※9 ※12	-	○	△ ※11	○	△ ※4	○ ※14	○	○	○	※15 学校栄養職員は免許法上の教育職員ではないため、宣誓書は必須。

同封物チェックリスト

2ページ目の「教育職員免許状の申請書類一覧」をご確認のうえ、
(1) 自身に必要な書類にチェックを入れてください。

- (1) (2)
- (2) 同封した書類にチェックを入れてください。
- 1 学力に関する証明書【原本】
 - 2 卒業（修了）証明書【原本】
 - 3 介護等体験証明書【原本】
 - 4 免許状（写し）又は免許状授与証明書
 - 5 免許状の原本
 - 6 人物に関する証明書【原本】
 - 7 実務に関する証明書【原本】
 - 8 身体に関する証明書【原本】
 - 9 戸籍抄本等【コピー不可】
 - 10 返信用封筒 ※
 - 11 申請書
 - 12 履歴書
 - 13 宣誓書（県内教育職員以外の場合）

仮申請フォームを活用する場合は不要

※返信用封筒以外は、申請する数だけ必要です。
(例：申請が2つの場合、返信用封筒以外2部ずつ必要です)

(任意)
本書左半分を切り取り、下記記載のうえ、同封してください。

申請者氏名

連絡先

↑つながりやすい電話番号をご記入ください。

提出用の封筒の裏面に貼付してご利用いただけます。
ただし「簡易書留」「免許状授与申請書在中」は、別途朱書きしてください。

〒500-8570

岐阜県教育委員会事務局
義務教育課 管理免許係

御中

返信用の封筒
の裏面に貼付
してご利用
いただけます。

〒500-8570
岐阜県教育委員会事務局
義務教育課 管理免許係

封筒の準備について

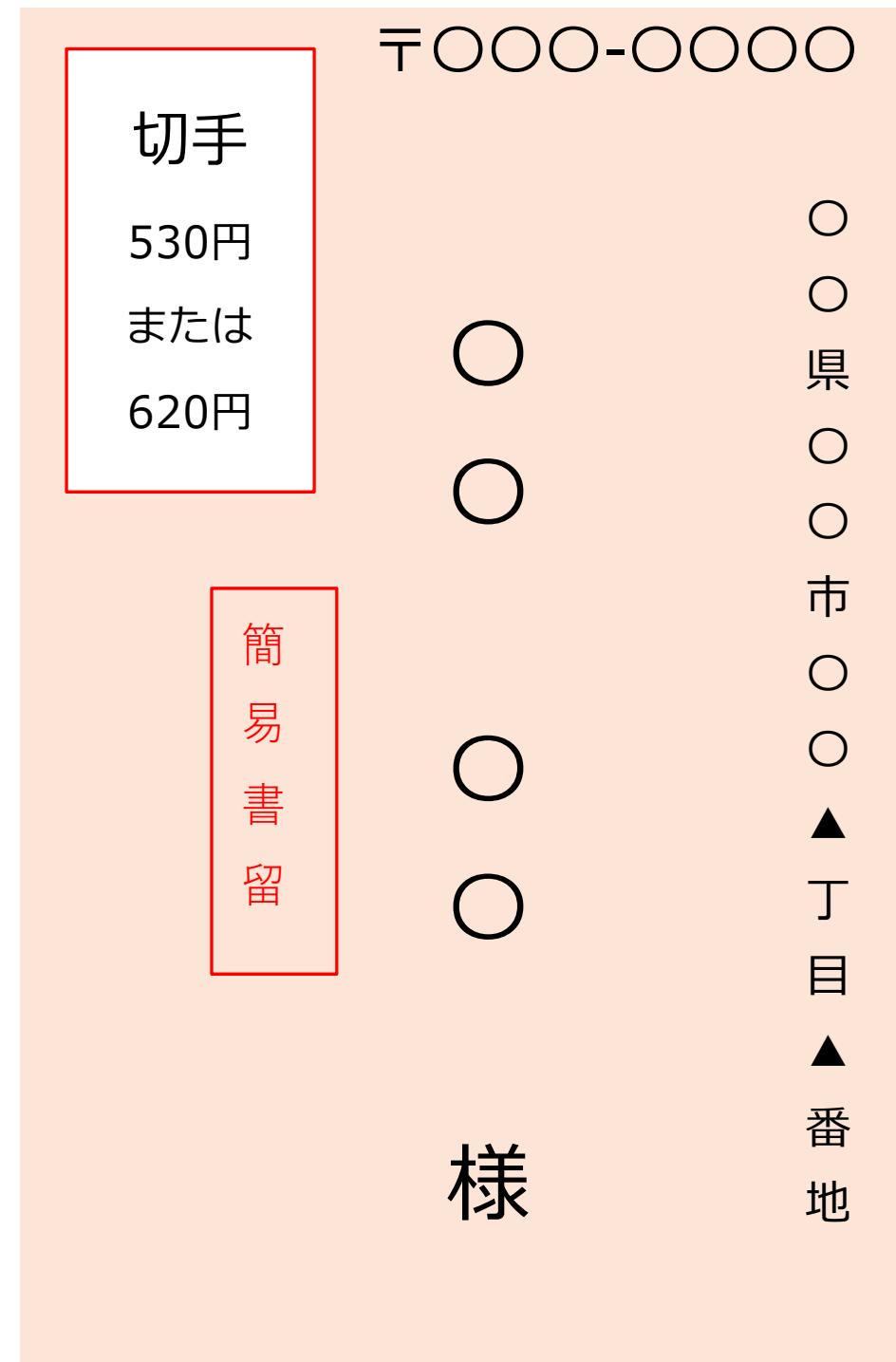
【返信用封筒】

- ・角形2号（A4を折らずに送付できる大きさ）
- ・切手530円分（免許状4枚以下）、620円分（5枚以上）を貼付
- ・宛先・宛名を記入（宛名は「○○様」）
- ・表面の余白に「簡易書留」と朱書き
- ・裏面に「〒500-8570 岐阜県教育委員会事務局 義務教育課 管理免許係」と記入

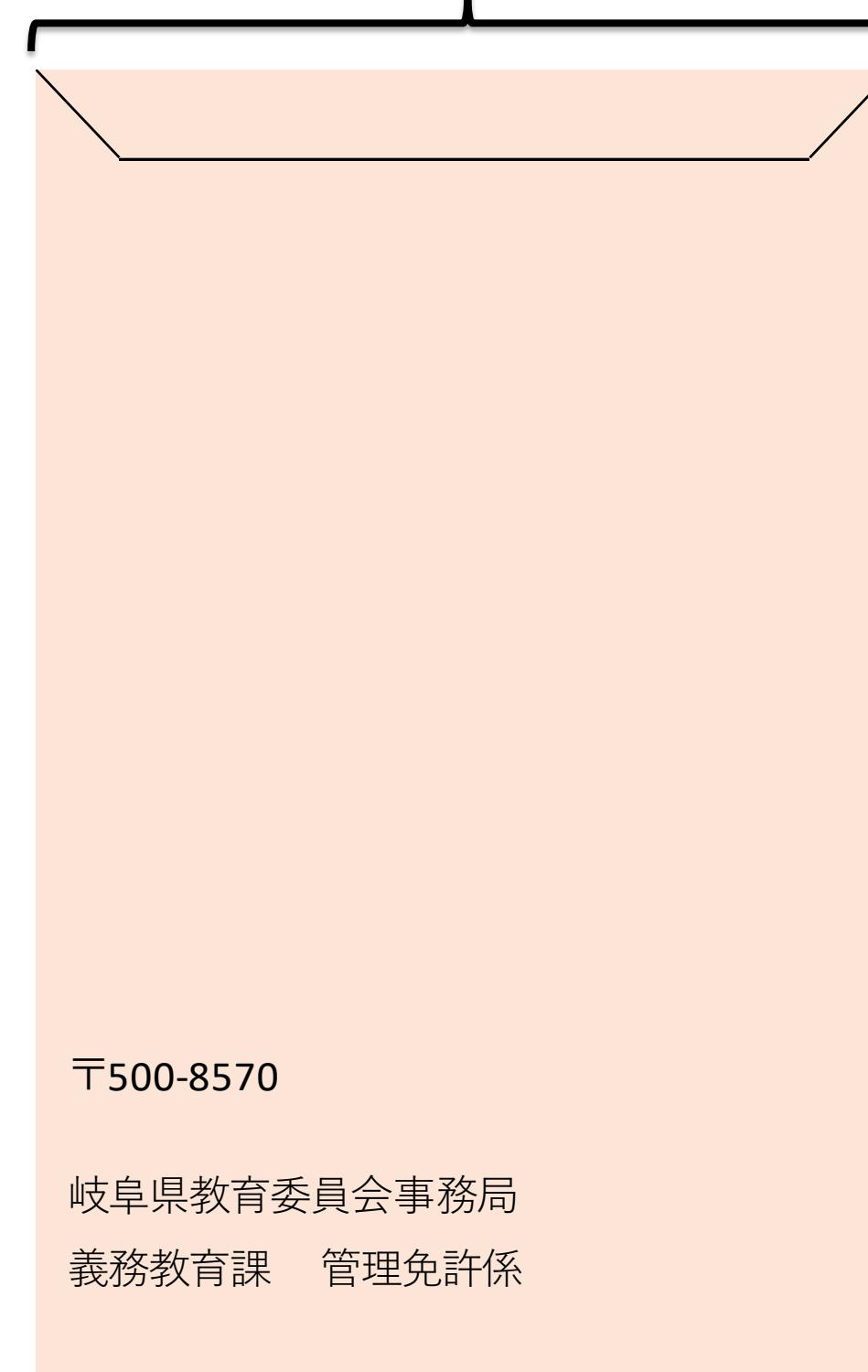
【提出用の封筒】

- ・提出先
〒500-8570 岐阜県教育委員会事務局 義務教育課 管理免許係（住所不要）
 - ・封筒の表に朱書きで「免許状授与申請書在中」と記入してください。
 - ・裏面にはご自身の住所氏名を記入してください。
- ※郵便事故等を防ぐため、簡易書留やレターパックを使用することを推奨します。

【例】返信用封筒



角形2号（A4を折らずに送付できる大きさ）



【例】提出用封筒

